

西篠崎土地区画整理組合が申請した土地区画整理法第3条第2項違反及び地方自治法第2条第16項、第17項違反に基づく違法設立認可と違法解散認可を無効とし、ただちに組合設立のやり直しを求める陳情

(建設委員会付託)

受理番号 第199号

受理年月日 平成26年6月17日

付託年月日 平成26年6月24日

陳情者 . . . . .  
. . . . .

陳情原文 西篠崎土地区画整理組合は施行者になることができない無資格無権利者の方が、不正な借地権申告書を提出し、不正に受理した江戸川区と共謀して、組合事業を行ってきました。また、江戸川区長は不正に借地権申告書を受理して、無資格無権利者を施行者として認めてしまい、そのことを違法に公告しました。

その違法に基づいて施行者になった方は、第1回総会で役員に立候補して理事長になり、施行者として最大の権限を振るい、補助金の申請、組合員に対して偽者理事長として信用金庫の口座を組み、組合員に対して賦課金の支払いの振込依頼、また、愛知県に本社のあるコンサルタント会社とのすべての契約、あるいは道路の舗装工事の契約、また、役員選挙における仮議長(議長の指名)、換地処分の通知、行政不服審査における処分庁としての代表者等、すべて理事長名で無資格無権利者が行ってきたのが実態である。

また、偽者理事長の自宅を定款記載の事務所として(ただし、主たる事務所はコンサルタント会社の東京支店と区長と偽者理事長は言う)一切の事務所の機能がない個人の自宅を名ばかりの事務所として定款に記載して、公告(登記に準ずる)して法令簿書も備えず、組合員をだまして事業を行ってきた。

さらに、辞職した前建築主事と無資格無権利者で通謀して、組合員に告知せず違法な建築基準法の4号指定を実施した。

このような地方自治法に反することを行政が容認して、地方自治法第100条委員会の陳情も一切、委員会で触れられることなく、沈黙していることの原因が理解できません。

よって、年度が替わり新たな委員会が始まるため、江戸川区民より選ばれた議員の方々において、地方自治法に基づき下記のとおり陳情いたします。

### 記

- 1 江戸川区長自ら、西篠崎土地区画整理組合の行った不正設立、換地処分、不正解散を含めすべての認可の無効を認め、法令に基づきやり直すこと。

(裏面に続く)

- 2 組合の申請した不正解散認可（国土交通省において換地処分そのものも再審査請求中）を即刻取り消し、組合員に対して認可権者として事実を報告すること。
- 3 組合から全組合員に不法行為で徴収した賦課金に、法定利息年5分を上乗せして不当利得を返還させること。